

千葉県臨床細胞学会会則

第 1 章 名称と事務局

第 1 条 本会は千葉県臨床細胞学会と称する。

第 2 条 本会の事務局は、成田市飯田町 90-1 成田赤十字病院病理部に置く。本会の事務局は会長の所属する施設内におくことを原則とするが、やむを得ない場合には会長の委嘱する施設内におくことができる。しかしその場合の任期は 5 年を限度とする。

第 2 章 目的と事業

第 3 条 本会は千葉県における臨床細胞学の発展と普及を図るとともに、県民の医療と福祉に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 公益社団法人日本臨床細胞学会の地域連携組織として契約のうえ活動する。
2. 総会及び学術集会
3. その他本会目的のため必要な事業

第 3 章 会員

第 5 条 千葉県に在住または主な職場を有する日本臨床細胞学会会員、および本会の目的に賛同する者をもって本会の会員とする。

ただし、細胞診専門医ならびに細胞検査士は本会会員になることが望ましい。

第 6 条 会員は年会費を当該年度の 7 月末日までに納入しなければならない。

第 7 条 本会の趣旨に賛同し賛助する目的で特別会費を納入する個人または団体を賛助会員とすることが出来る。

第 8 条 会員は本会が開催する集会に関する通知を受け、集会に出席して業績を発表し、発言することが出来る。

第 9 条 本会に入会しようとする者は、入会届を会長(事務局)まで提出しなければならない。

第 10 条 会員は届出事項に変更が生じた場合は、異動届けを会長(事務局)まで提出しなければならない。

第 11 条 会員は本会を退会する場合は、退会届を会長(事務局)まで提出しなければならない。

第 12 条 理由無くして 2 年以上引き続き会費を滞納し督促に応じない場合は、退会とする。但し、未納年月をさかのぼり会費を納入すれば、会員としての資格の保持ができる。

第 13 条 公益社団法人日本臨床細胞学会認定細胞診専門医ならびに細胞検査士は、本会に所属し活動していることにより資格の更新に際しクレジットを申請できる。

第 4 章 役員

第 14 条 本会に下記の役員をおく。

会長 1 名

副会長 1 名

理事 若干名

監事 2 名

顧問若干名

第 15 条 会長は原則として理事の内より互選する。

第 16 条 会長は本会を代表し会務を主催する。

第 17 条 会長は必要に応じて役員会を招集出来る。

第 18 条 役員任期は 2 年とする。ただし再選は妨げない。

第 19 条 役員に欠員が生じた場合は速やかに補充をし、その役員任期は前任者の残任期間とする。

第 20 条 理事は役員を選出する年度の末をもって、65 歳を超えている場合の任期は 2 年を限度とし、以降、理事での選出は認めない。

第 5 章 会議と学術集会

第 21 条 本会は毎年 1 回の総会ならびに 1 回以上の学術集会を開催する。

第 22 条 学術集会は千葉県臨床細胞学会学術集会と称する。

第 23 条 会長は本会活動状況を年 1 回文章で公益社団法人日本臨床細胞学会理事長に報告しなければならない。

第 6 章 会計

第 24 条 本会の経費は、会費および特別会費をもってあてる。

第 25 条 会費の額および納入方法は役員会にはかって会長が定める。

第 26 条 本会の会計は事務局が管理する。

第 27 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 28 条 本会の決算は毎会計年度終了後会計監査をへて、総会の承認をうる。

第 7 章 会則の変更

第 29 条 本会則の変更は役員会の議決によって行われ、総会の承認をうる。

付則

本会則は 1994 年（平成 6 年 4 月 1 日）から実施する。

2006 年（平成 18 年 4 月 15 日）一部改定施行。

2008 年（平成 20 年 4 月 26 日）一部改定施行。

2010 年（平成 22 年 4 月 17 日）一部改定施行。

2011 年（平成 23 年 5 月 28 日）一部改定施行。

2012 年（平成 24 年 4 月 21 日）一部改定施行。

2014年（平成26年4月26日） 名称を日本臨床細胞学会千葉県支部から千葉県臨床細胞学会に変更する。

2016年（平成28年4月9日） 一部改定施行。

2017年（平成29年4月22日） 一部改定施行。

2018年（平成30年4月21日） 一部改定施行。

2020年（令和2年7月4日） 一部改定施行。

2022年（令和4年7月9日） 一部改定施行。

2024年（令和6年4月27日） 一部改定施行。

千葉県臨床細胞学会会則施行細則

第 1 条 本会年会費、関東臨床細胞学会年会費 500 円 を含めて 3,000 円 とする。

第 2 条 賛助会員の特別会費は一口 10,000 円 とする。

第 3 条 年度途中の入会者からは会費は徴収しない。

年度途中の退会者には会費を返納しない。

第 4 条 理事若干名とは、医師会員より、病理領域 2 名・産婦人科領域 2 名・呼吸器領域 2 名・その他 2 名 と、技師会員より、千葉地区 2 名・東葛地区 2 名・南総地区 1 名・銚子地区 1 名・千葉県細胞検査士会会長・千葉県臨床検査技師会細胞診検査研究班班長 と、公益社団法人日本臨床細胞学会理事・公益社団法人日本臨床細胞学会学会長予定者、ならびに会長推薦者数名とする。

第 5 条 医師理事の選出は医師会員により、技師理事の選出は技師会員によるものとする。

第 6 条 監事 2 名は、理事以外の会員の中から会長が指名する。原則的に細胞診専門医 1 名、細胞検査士 1 名とする。

第 7 条 顧問は会長が推薦し、役員会の承認を得なければならない。

第 8 条 幹事および顧問は役員会に出席し意見を述べることはできるが、議決権を有しない。

第 9 条 本施行細則の変更は役員会の議決によって行われ、総会の承認をうる。

付則

本施行細則は 2006 年(平成 18 年 4 月 15 日) から実施する。

本施行細則は 2006 年(平成 18 年 4 月 15 日) から実施する。

2012 年(平成 24 年 4 月 21 日)一部改定施行。

2014 年(平成 26 年 4 月 26 日)一部改定施行。

2016 年(平成 28 年 4 月 9 日) 一部改定施行。

2020 年(令和 2 年 7 月 4 日) 一部改定施行。

2024 年(令和 6 年 4 月 1 日) 一部改定施行。